

# 事業概要

## 1 事業の目的等

瀬谷区総合庁舎の建物は、昭和46年5月竣工後37年が経過しており、現在の耐震基準に適合しておらず、また、狭あい化も進んでいるため、区民の皆様にとって快適で安全な庁舎とする必要があります。

一方、隣接する二ツ橋公園も、現在は施設の老朽化等が進んでいることやバリアフリー対応がなされていない点などから整備が必要となっています。

本事業は、瀬谷区総合庁舎の建替え再整備と二ツ橋公園の整備、区総合庁舎の維持管理、公会堂等の運営をPFI手法※1により実施するものです。

市は、総合評価一般競争入札により落札者を決定し、この度、落札者が設立したグリーンファシリティーズ瀬谷株式会社※2と契約を締結いたしました。

※1 PFIとは、市と民間事業者が契約を締結し、民間が資金を調達して市との契約に定められたサービス水準に基づき、施設の設計、建設、維持管理、運営等を一体的に行う手法です。

※2 「グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社」は本事業を行うために落札者が設立した会社です。PFIでは落札者が新会社を設立して建設、監理、運営等にあたるのが一般的です。

## 2 契約の相手方

会社名	グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社（代表取締役 石岡 信二）	
構成	構成員※3 構成員 構成員 協力会社※4 協力会社 協力会社 協力会社	大和リース株式会社（代表企業・事業マネジメント） 株式会社ハリマビシステム（維持管理） 株式会社共立（公会堂運営） 鹿島建設株式会社（建設） 株式会社NTTファシリティーズ（設計、工事監理、オフィスデザインアドバイザー） 株式会社環境デザイン研究所（設計、工事監理、オフィスデザインアドバイザー） 株式会社日本レストランエンタプライズ（食堂・売店等運営）
契約金額	108億9808万5235円（税込み）〔施設整備費、維持管理費、運営費 等〕	
契約期間	平成20年12月16日から平成38年3月31日まで	

※3 構成員とは、グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社に出資している会社です。  
 ※4 協力会社とは、グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社から直接業務を請け負う会社です。（出資はしていません）

## 3 スケジュール（予定）

平成22年 1月：工事着手  
 平成22年11月：公会堂供用開始  
 平成24年 3月：区役所・消防署供用開始  
 平成25年 4月：公園・駐車場供用開始

【完成イメージ】※ 完成イメージは、実際と異なる場合があります。

瀬谷区総合庁舎・二ツ橋公園



## 建築基準法 48 条許可について

瀬谷総合庁舎及び二ツ橋公園整備に際して、当該敷地は第 1 種住居地域であるため、300 m<sup>2</sup> を超える駐車場を単独で建設する場合には建築基準法第 48 条の許可が必要となります。許可手続きを進めるにあたり、近隣にお住いの皆様に本計画をご理解いただくための説明会を開催いたします。

### ■現状総合庁舎に関する駐車場

現在、庁舎敷地内には駐車場が約90台分（利用者用約60台、公用車用約30台）ありますが、区役所窓口の繁忙期や公会堂でのイベント等の際にはその駐車スペースが不足しているという現状があります。そのため、敷地周辺道路への車両の滞留があり、近隣に影響を及ぼしているという問題も起こっています。

### ■新たな総合庁舎における駐車場

今回の整備では現状駐車場の問題点を解決すべく、約1.5倍の規模である、130台分（利用者用110台、公用車用20台）確保する計画となりました。

しかし、庁舎敷地は十分な幅員を持つ道路に対して消防署の緊急車両出入口を設けるため、一般車両の出入口を設けることが困難であり、駐車場は隣地である二ツ橋公園敷地の占用 施設として建設することが必要となりました。そこで、傾斜のある元の地形を活かし、日影や景観の面で周囲への影響を低減するために公園の地下に駐車場を計画するに至りました。

本計画は、傾斜地であることを利用して公園の地下に駐車場を建設することで上部には十分な公園面積を確保し、近隣への影響を最小限に 抑えるものとなっています。（駐車場出入口は現区庁舎駐車場と同程度の位置となり、場内に十分な滞留スペースを確保します）

十分な駐車スペースを持つ駐車場の整備を望む区民の声が、事業計画段階のアンケートおよび意見募集の中で多数寄せられています。これらの意見を参考に、新庁舎および新公会堂等の利用者がスムーズに利用できるよう、それに見合う規模を持つ駐車場を計画しました。

### ※建築基準法第 48 条許可

建築基準法第 48 条第 1 項から第 12 項の各項ただし書により、その用途地域が意図する環境を害するおそれがないと認められる場合や公益上やむを得ないと認められる場合等に限り、公聴会の開催、建築審査会の同意を得た上で許可を受け、用途規制されている用途の建築が可能となります。

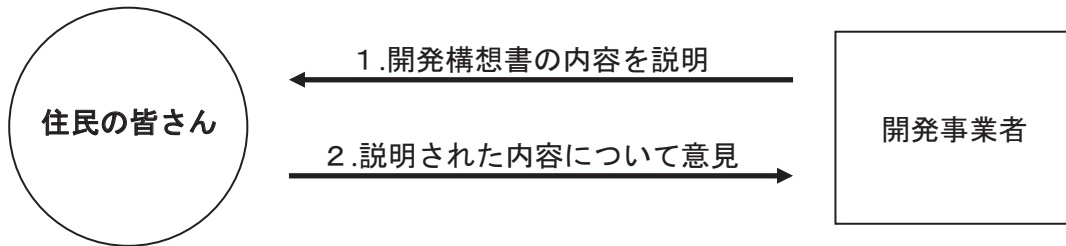
### ※用途地域制

建築物の用途や規模等に対して制限を行う地域制の 1 つ。

# 開発事業の説明を受ける住民の皆さんへ

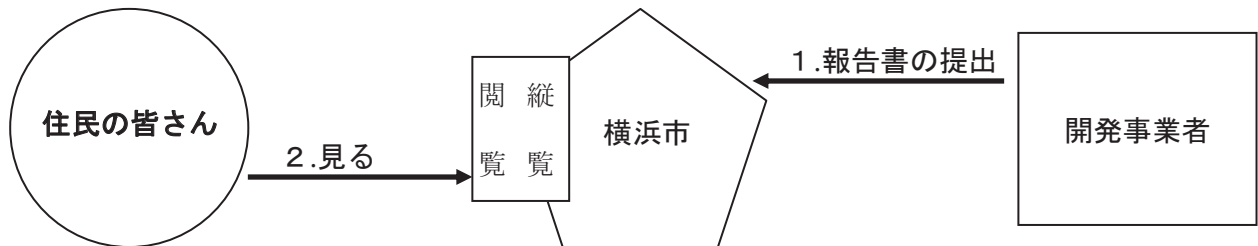
開発事業の調整等に関する条例で、開発事業区域の周辺の住民の皆さんに関係する手続きは、次のとおりです。

## ① 開発構想書に対して意見を言うことができます。



開発事業者が説明を行った開発構想書の内容に対して、開発事業者に対して意見を言うことができます。その場合は、別紙の意見書に必要事項と意見を書いてください。その意見を手渡し又は郵送のいずれかの方法で、開発事業者まで提出してください。提出期間は、開発事業者が行う説明が終了した日から数えて 10 日以内（郵送の場合は消印有効）です。（開発事業者が行う戸別訪問や説明会の場で意見を言う場合には、書面での提出は必要ありません。）

## ② 開発事業者は、説明の状況などを横浜市に報告し、住民の皆さんは横浜市が縦覧・閲覧している報告書を見ることができます。



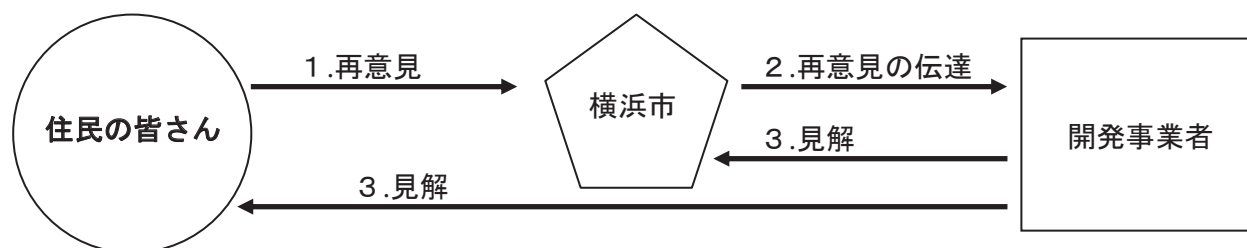
住民の皆さんへ説明が終わった開発事業者は、説明の状況、説明で出た意見、その意見に対する開発事業者の見解を示した開発事業説明状況等報告書を横浜市へ提出します。横浜市は開発事業説明状況等報告書の提出を受けた日から数えて 10 日間縦覧を行います。（縦覧が終わった後は閲覧に供します。）住民の皆さんは、開発事業者が提出した開発事業説明状況等報告書を横浜市の下記の窓口で見ることができます。

	全ての開発事業
まちづくり調整局 情報相談課	縦覧・閲覧
まちづくり調整局 中高層調整課	縦覧・閲覧 ※ <sub>2</sub>
その区を所管する区役所	閲覧

※<sub>1</sub> 各窓口の連絡先は裏面をご覧ください。

※<sub>2</sub> 開発行為を伴わない大規模共同住宅の建築に限る。

③ 縦覧されている報告書に対して再意見を言うことができます。(特定大規模開発事業の場合に限ります。)



説明が行われた開発事業が、特定大規模開発事業である場合は、②の開発事業説明状況等報告書に書かれた開発事業者の見解などについて、再度意見を言うことができます。この再度意見を言うことができるのは、縦覧を行っている期間で、開発事業者が開発事業説明状況等報告書を横浜市に提出した日から数えて10日以内になります。

再度意見をいう場合は、縦覧を行っている場所に用意してある用紙に必要な事項と再意見を書いて、横浜市に持ち込み、郵送のいずれかの方法で、横浜市に提出してください。提出期間は、開発事業者が開発事業説明状況等報告書を横浜市に提出した日から数えて10日以内（郵送の場合は消印有効）です。（いただいた再意見は、横浜市から開発事業者へ届けられ、開発事業者はこの再意見に対しての見解を返すこととなります。）

## 補足説明

● **開発事業とは、次の行為をいいます。**

開発事業の種類	対象となる規模
開発行為 斜面地開発行為 宅地造成	市街化区域：500㎡以上 市街化調整区域：全て
大規模な共同住宅	商業系用途地域：住戸数200戸以上 その他用途地域：住戸数100戸以上
市街化調整区域の建築	3,000㎡以上

● **特定大規模開発事業**とは、次のどれかに該当する開発事業をいいます。

- ・市街化区域で5,000㎡以上の開発事業
- ・市街化調整区域で3,000㎡以上の開発事業
- ・大規模な共同住宅の建築（商業系用途地域200戸以上、その他用途地域100戸以上）

● **特定大規模開発事業か、その他の開発事業かで説明する住民の範囲が変わります。**

	特定大規模開発事業	その他の開発事業
説明範囲	開発事業区域から50m以内	開発事業区域から15m以内
説明方法	説明会を開催し説明	戸別訪問か説明会の開催のいずれかで説明

詳細については、次のチェックが付いている部署にお問い合わせ下さい。

	担当部署	電話番号
<input checked="" type="checkbox"/>	まちづくり調整局宅地審査課指導担当	210-9813~9815・9817
<input type="checkbox"/>	まちづくり調整局調整区域課指導担当	210-9895・9896
<input type="checkbox"/>	まちづくり調整局中高層調整課	671-2350・2351

## 横浜市開発事業の調整等に関する条例

### 意見書および再意見書について

開発条例の説明を受ける住民の皆さまは、開発事業者が説明を行った開発構想書の内容に対して、説明終了後 10 日以内に意見書を提出することができます。この際には、添付の意見書の書式をご利用いただき、手渡し・FAXまたは郵送にて開発事業者にご提出ください。

意見書の提出先：グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社  
〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町 134  
横浜ビジネスパークイーストタワー6階  
大和リース株式会社内（担当 小林）  
電話 045-338-1713 FAX 045-338-1719

本件は特定大規模開発事業に該当しているため、開発事業者が作成しました開発事業説明状況報告書（説明会の状況および意見書に関する報告書）に対して、開発事業者が開発事業状況報告書を横浜市に提出した日から数えて 10 日以内に再意見書を提出することができます。この際には、添付の再意見書の書式をご利用いただき、手渡しまたは郵送にて開発事業者にご提出ください。

再意見書の提出先：横浜市役所まちづくり調整局宅地審査課  
〒231-0023 横浜市中区山下町 193-1  
横浜市まちづくり調整局建築・宅地指導センター3F  
電話 045-210-9813～9815・9817

添付の書式は、意見書および再意見書の 2 種類となっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

## 開発事業計画に対する意見書

この度、説明いたしました開発構想書についての意見がございましたら、この用紙に記入いただき、下記の提出先まで提出くださいますようお願いいたします。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」第12条の規定により行われるものです。

氏 名	
住 所	
意見	

### <意見書の提出先及び提出方法>

(開発事業者記入欄)

意見書の提出につきましては、手渡し・FAXまたは郵送にてお願いします。

意見書の提出先：グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社 〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークイーストタワー6階 大和リース株式会社内（担当 小林） 電話 045-338-1713 FAX 045-338-1719
---

開発事業計画の概要	開発事業者名	グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社
	開発事業区域に含まれる地域の名称	横浜市瀬谷区二ツ橋町83-1,83-5,83-7,85-1,85-2,190-1, 190-3
	開発事業受付番号	20開事1414
	説明日	2009年1月18日・19日

## 開発事業説明状況等報告書に対する再意見書

開発事業説明状況等報告書に対する意見につきましては、この用紙に記入いただき、下記の提出先まで提出くださいますようお願いいたします。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」第14条の規定により行われるものであり、この意見書は横浜市を經由して、開発事業者に送付されます。

氏 名		
住 所		
開発事業 の概要 計画	開発事業者名	グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社
	開発事業区域に含まれる地域の名称	横浜市瀬谷区二ツ橋町83-1, 83-5, 83-7, 85-1, 85-2, 190-1, 190-3
	開発事業受付番号	20開事1414
	説明を受けた日	2009年1月 18日・19日
開発事業説明状況等報告書に対するご意見		

### ＜再意見書の提出先及び提出方法＞

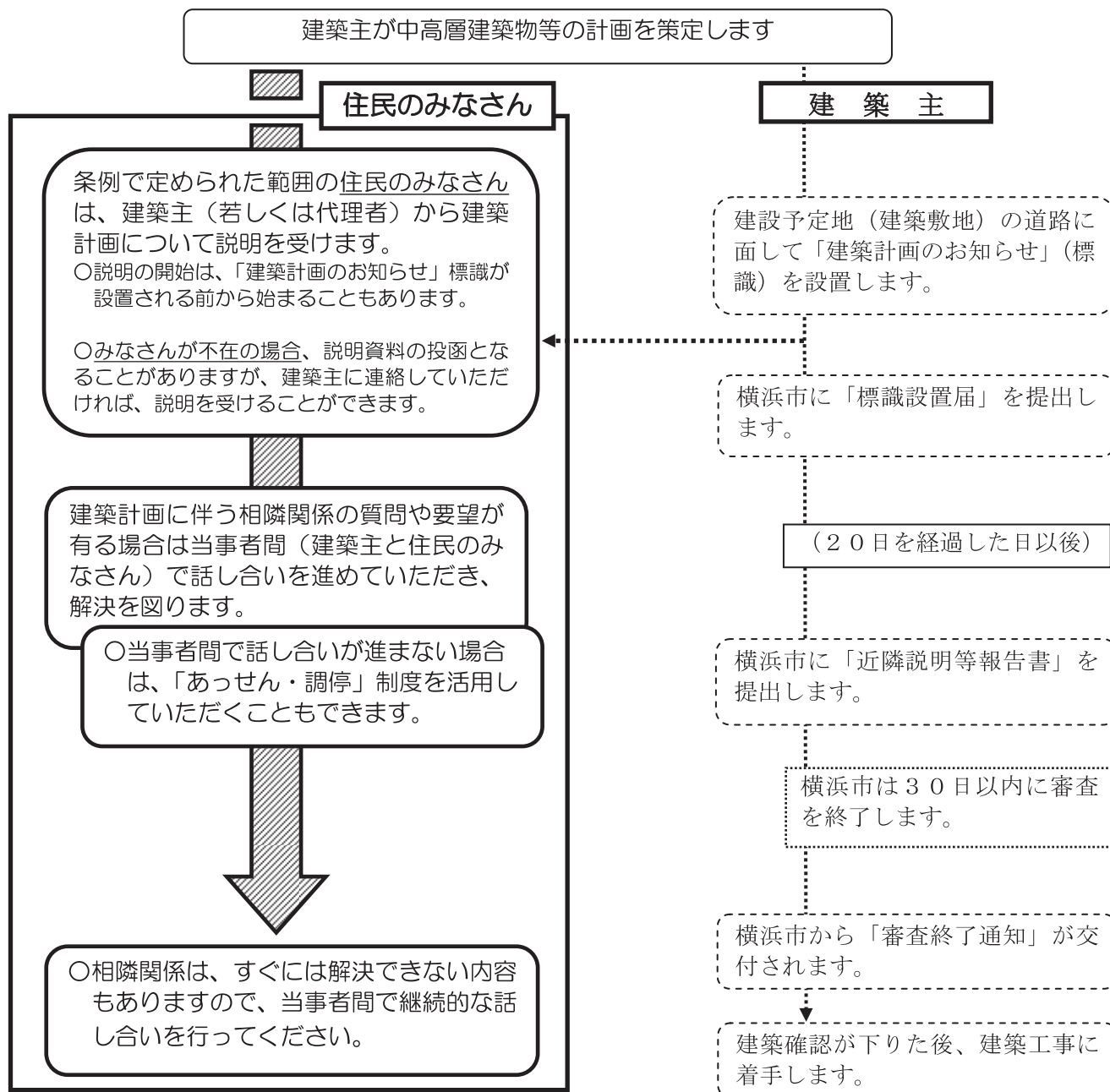
この再意見書は、以下の場所まで、郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。

開発事業	担当部署	住所	電話番号
大規模な共同住宅の建築 <small>(第2条第2号ア、ウ及びオに該当しない同号イ)</small>	まちづくり調整局 中高層調整課	〒231-0012 横浜市中区相生町3 -56-1 JNビル5階	671-2350・2351
市街化区域の開発事業	まちづくり調整局 宅地審査課指導担当	〒231-0023 横浜市中区山下町 193-1 横浜まちづくり調整局建 築・宅地指導センター3F	210-9813~ 9815・9817
市街化調整区域の開発事業	まちづくり調整局 調整区域課指導担当		210-9895・9896

## 建築計画の説明を受ける住民のみなさんへ

「中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」の手続きは、次のとおりです。

### ○計画の策定から審査終了通知までの手続



#### ○「あっせん」とは

横浜市が当事者間の話し合いの場を設定します。

市の職員が話し合いの場に同席し、当事者間の話し合いが円滑に進むよう協力・支援します。

#### ○「調停」とは

建築・都市計画・法律・環境等に関する学識経験者などの調停委員が専門的かつ公平な立場から、当事者間双方の事情を聴取し、必要に応じて調停案を提示します。

条例に関するお問い合わせ先  
横浜市まちづくり調整局 中高層調整課  
電話 045-671-2350、2351



開発構想書

2008年 12月 26日

（提出先）  
横浜市長

住所 横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地

横浜ビジネスパークイーストタワー

提出者 氏名 グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社

代表取締役 石岡信二

電話 045（338）1713

（担当者氏名及び連絡先 小林一成 045（338）1713）

横浜市開発事業の調整等に関する条例第10条の規定により、次のとおり開発構想書を提出します。

開発事業区域に含まれる地域の名称		横浜市瀬谷区二ツ橋町 83-1, 83-5, 83-7, 85-1, 85-2, 190-1, 190-3							
標識の設置日		2008年 12月 25日							
開発事業区域の面積		13,886.1 m <sup>2</sup>							
敷地の概要	区域区分	市街化区域/市街化調整区域							
	用途地域	第一種住居地域		高度地区		第4種高度地区			
	その他の地域地区	なし		都市計画施設		二ツ橋公園			
	指定建ぺい率	庁舎敷地 60% 公園敷地 70%		指定容積率		200%			
宅地造成等規制法		規制区域 内(外)		その他		なし			
地目別	区分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計		
	面積	92.99 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	7201 m <sup>2</sup>	6662 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	13955.99 m <sup>2</sup>		
	比率	0.67%	0%	51.60%	47.73%	0%	100.00%		
地域まちづくり計画	都市計画マスタープラン（地区プラン）				なし				
	地区計画		なし		建築協定		なし		
	地域まちづくりプラン		なし		地域まちづくりルール		なし		
その他の計画		なし							
開発事業の目的		瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園の整備							
開発事業の種類		<input checked="" type="checkbox"/> ①開発行為 <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000 m <sup>2</sup> 以上） <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為							
開発事業の着工予定年月日		2010年 1月				開発事業の完了予定年月日 2013年 3月 末日			
土地利用区分		宅地	道路	公園等	排水施設	貯水施設	公益施設	その他	計
面積		0 m <sup>2</sup>	300.44 m <sup>2</sup>	6026.04 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	7559.80 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	13886.28 m <sup>2</sup>
区域面積に対する比率		0%	2.16%	43.40%	0%	0%	54.44%	0%	100%
宅地内利用区分		空地				その他		計	
		道路状	歩道状	広場状	緑化				
面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> （本）	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
宅地面積に対する比率		%	%	%	%	%		100%	
切土又は盛土面積									
土量		搬出・搬入 (m <sup>3</sup> )		切土		20,000 m <sup>3</sup> (総合庁舎 8,000 m <sup>3</sup> ・駐車場 12,000 m <sup>3</sup> )			
				盛土		7,000 m <sup>3</sup>			
		予定される建築物等							
概要	敷地面積	庁舎敷地 7,559.8 m <sup>2</sup> 公園敷地 6,026.0 m <sup>2</sup>							
	建築面積	総合庁舎 4,520.7 m <sup>2</sup> 駐車場 4,052.2 m <sup>2</sup>				建ぺい率		総合庁舎 59.8% 駐車場 67.2%	
	延べ面積（車庫等）	総合庁舎 15,089.3 m <sup>2</sup> 駐車場 4,077.2 m <sup>2</sup> （ ）				容積率		199.5% 67.7%	
	高さ	総合庁舎：20.00m 駐車場：7.34m				住戸数		戸	
	用途	総合庁舎（区役所・公会堂・消防署）		駐車場		駐車台数		総合庁舎 2台 駐車場 130台	
	構造	RC造（一部S造）				棟数			
階級		総合庁舎：地上 5階 地下 1階		駐車場：地上 1階 地下 1階					
※受付処理欄									
受付年月日				年 月 日					
開発事業受付番号				第20開事 1414号					

（注意） 1 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

3 提出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

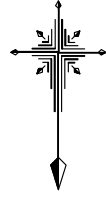
- 4 次の図書を添付してください。
  - (1) 位置図
  - (2) 現況図(地形、開発事業区域の境界、開発事業区域内及び開発事業区域の周辺の公共施設の状況を明示し、縮尺は、2,500分の1以上とすること。)
  - (3) 公図の写し
  - (4) 土地利用計画図(開発事業区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第1号から第3号まで、第4号ア及び第9号に規定する空地の位置及び形状を明示し、縮尺は、1,000分の1以上とすること。)
  - (5) その他市長が必要と認める図書
- 5 開発構想書及び図書は、4部提出してください。
- 6 標識の状況が分かる写真を添付してください。

(第2面)

(特定大規模開発事業)

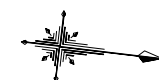
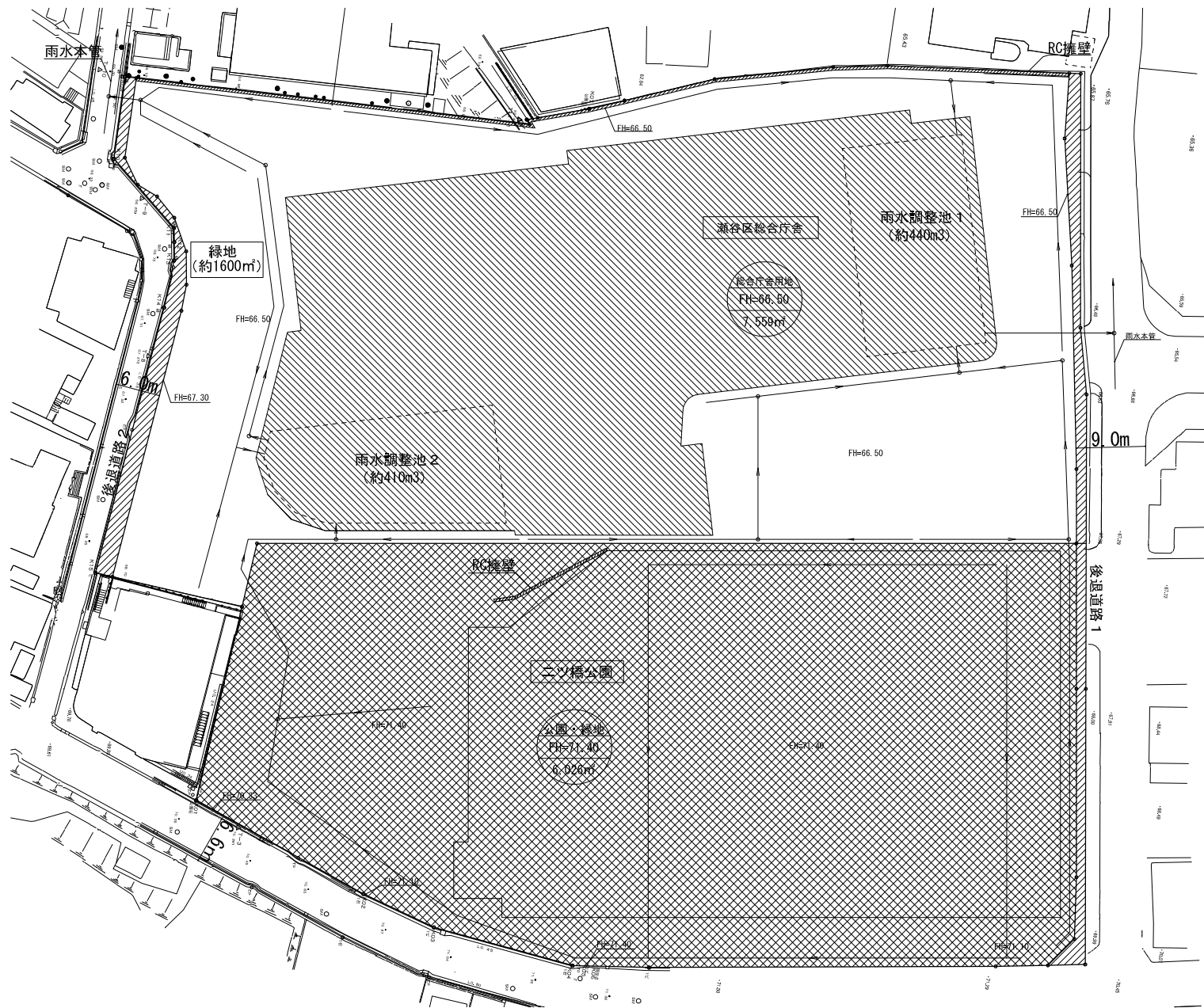
開発事業における配慮項目	開発事業計画における開発事業者の見解
1 殊更に小規模な開発事業区域を設定しないこと。	小規模な開発事業区域は設定しません。
2 開発事業に伴い必要となる開発事業区域内外の公共施設の整備に関すること。	区域北側道路を一方後退9mに拡幅し、区域南側道路を一方後退6mに拡幅します。また、区域内東側に公園を整備します。
3 開発事業区域に伴い必要となる開発事業区域内外の公益的施設の確保に関すること。	区域内西側に瀬谷区総合庁舎を新設します。
4 開発事業区域に設けた公共施設及び公益的施設の横浜市への引継ぎ等の措置に関すること。	上記2・3にて記載した道路・公園・総合庁舎を横浜市に帰属します。
5 地域まちづくり計画が策定されている場合は、当該計画との整合に関すること。	特になし。
6 予定建築物の建築又は工作物及び特定工作物の建設における周辺環境との調和等に関すること。	周辺環境との調和に配慮します。
7 住宅の建築の用に供する目的で行う開発事業に当たっては、適正な土地利用の維持と良好な居住環境の保全に関すること。	特になし。
8 開発事業区域及びその周辺の地域における防犯対策に関すること	開発事業区域及び周辺の地域における防犯対策に配慮します。
9 開発事業区域及びその周辺の地域における通行の安全に関すること。	開発事業区域及び周辺の地域における通行の安全に配慮します。
10 開発事業区域及びその周辺の地域における利便の増進に寄与する公益的施設用地の横浜市への譲渡に関すること。	開発区域および区域内施設は横浜市の所有となります。
11 その他	特になし。

- 用途地域
- ▨ 第1種低層住居地域
- ▧ 第1種住居地域
- ▩ 第2種住居地域
- 近隣商業地域







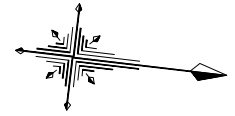
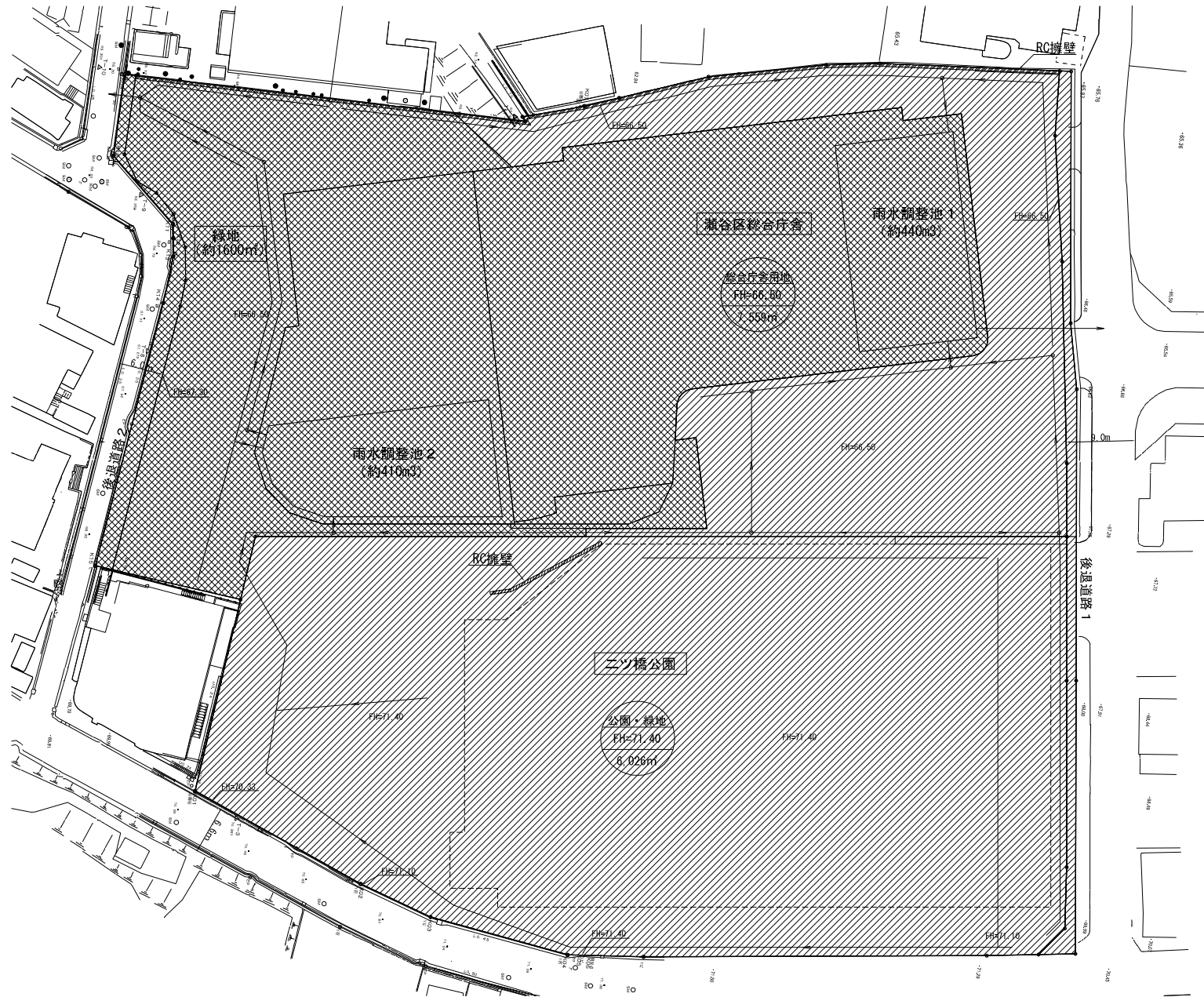


総合庁舎区域

区分	面積 (㎡)	比率 (%)
総合庁舎用地	7,559.8	54.5
公園・緑地	6,026.0	43.4
後退道路1	170.1	1.2
後退道路2	130.2	0.9
計	13,886.1	100.00

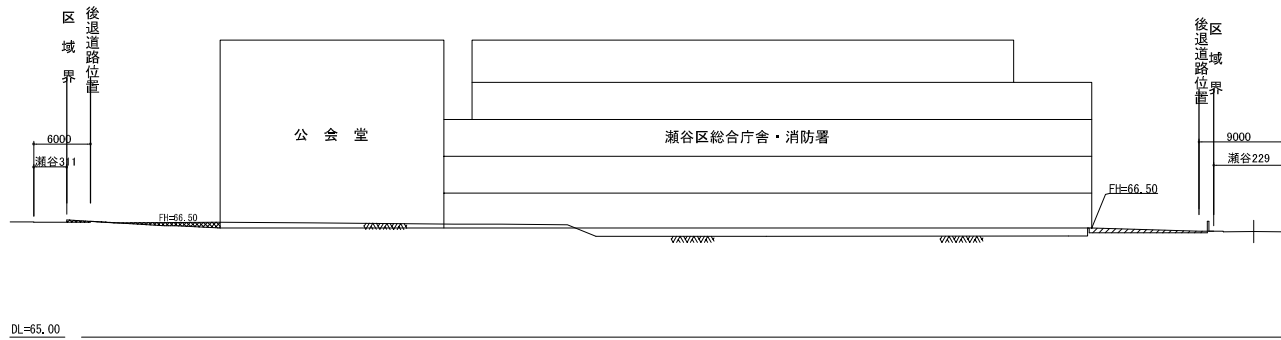
凡 例

区分	表示
開発区域	
建 物	
後退道路	
広場・緑地	
地下駐車場	
雨水調整池	

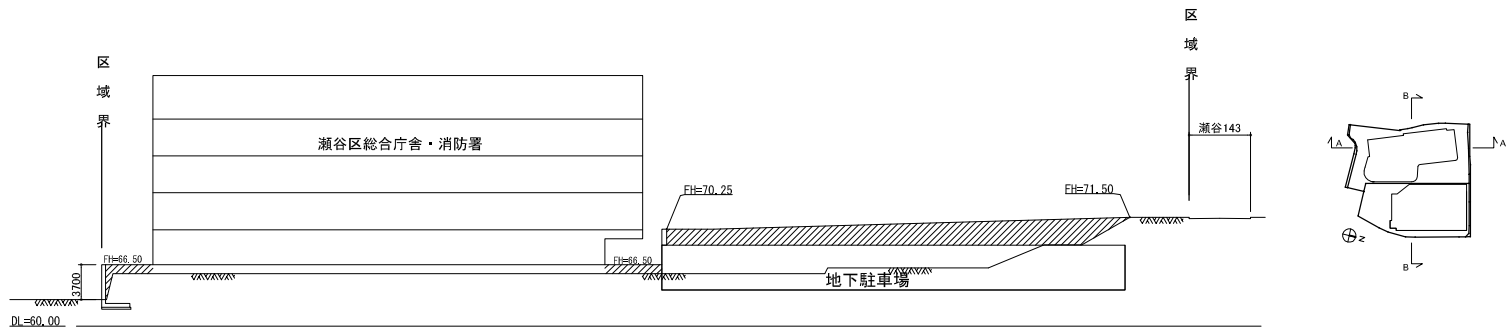


名称	表示
開発区域界	——
切土	▨
盛土	▧

A-A断面



B-B断面



名称	表示
切土	
盛土	



# 計画概要

## 横浜市瀬谷区総合庁舎

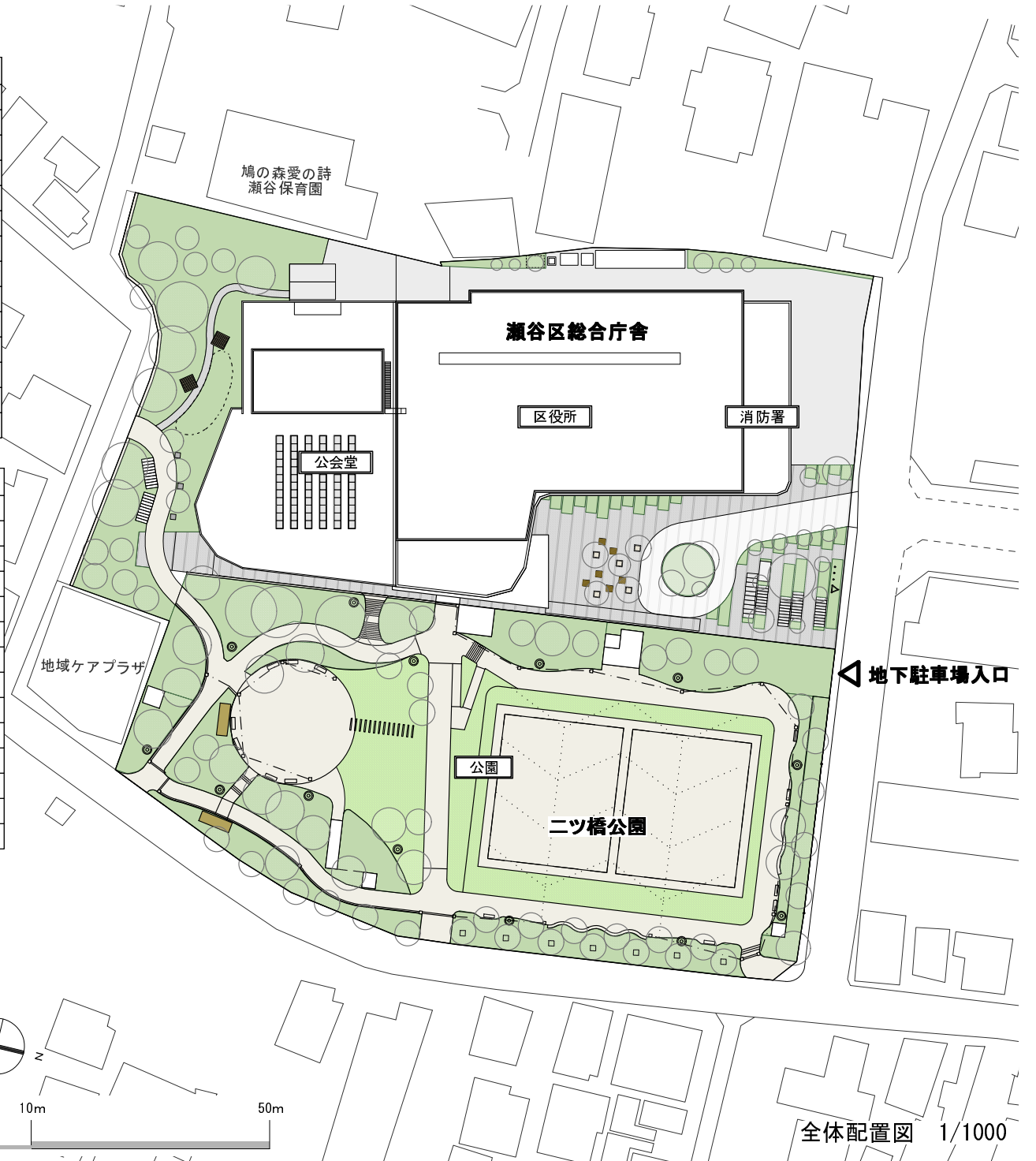
所在地	横浜市瀬谷区二ツ橋町83-1, 83-5, 83-7, 190-1, 190-3
用途地域	第一種住居地域
法定建ぺい率	60%
法定容積率	200%
日影制限	2.5h - 4.0h
敷地面積	7,559.8 m <sup>2</sup>
建築面積	4,520.7 m <sup>2</sup>
延べ面積	15,089.3 m <sup>2</sup>
建物用途	区役所・公会堂・消防署
工事種別	新築
構造	RC造 (一部S造)
建物高さ	20m
階数・棟数	地上5階 地下1階 1棟
工期	2010年1月上旬～2013年3月下旬

## 地下駐車場

所在地	横浜市瀬谷区二ツ橋町83-1, 83-5, 85-1, 85-2, 190-1
用途地域	第一種住居地域
法定建ぺい率	70%
法定容積率	200%
日影制限	2.5h - 4.0h
敷地面積	6,026.0 m <sup>2</sup>
建築面積	4,052.2 m <sup>2</sup>
延べ面積	4,077.2 m <sup>2</sup>
建物用途	駐車場 (130台)
工事種別	新築
構造	RC造
建物高さ	7.34m
階数・棟数	地上1階 地下1階 1棟
工期	2012年5月上旬～2013年3月下旬

## 各階面積

	総合庁舎	駐車場	
5F	2,122.4 m <sup>2</sup>	-	m <sup>2</sup>
4F	2,552.8 m <sup>2</sup>	-	m <sup>2</sup>
3F	3,122.3 m <sup>2</sup>	-	m <sup>2</sup>
2F	3,109.6 m <sup>2</sup>	-	m <sup>2</sup>
1F	3,567.0 m <sup>2</sup>	62.2	m <sup>2</sup>
B1F	615.2 m <sup>2</sup>	4,015.0	m <sup>2</sup>
合計	15,089.3 m <sup>2</sup>	4,077.2	m <sup>2</sup>



16-1

鳩の森愛の詩  
瀬谷保育園

地域ケアプラザ

公会堂

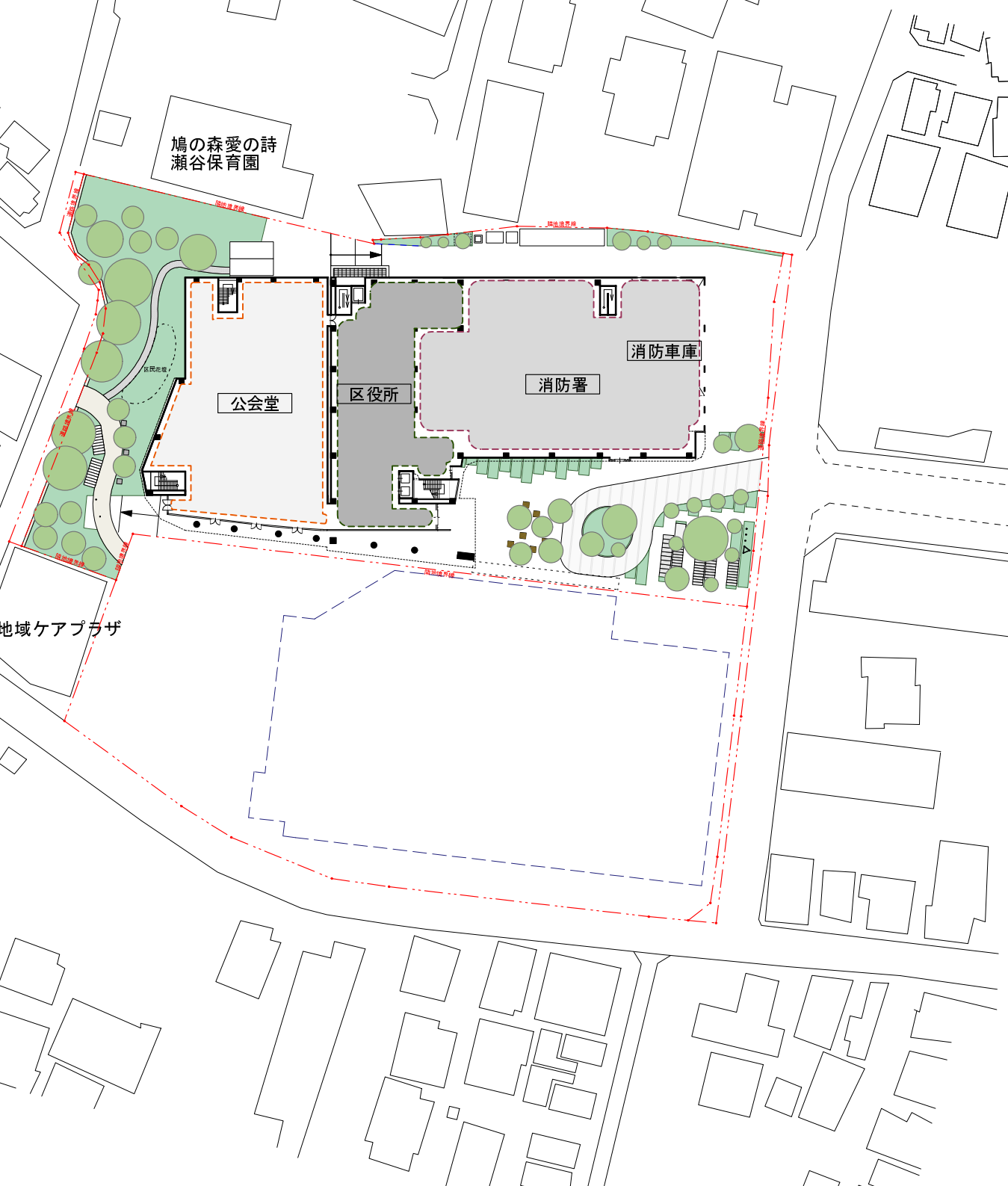
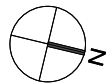
区役所

消防署

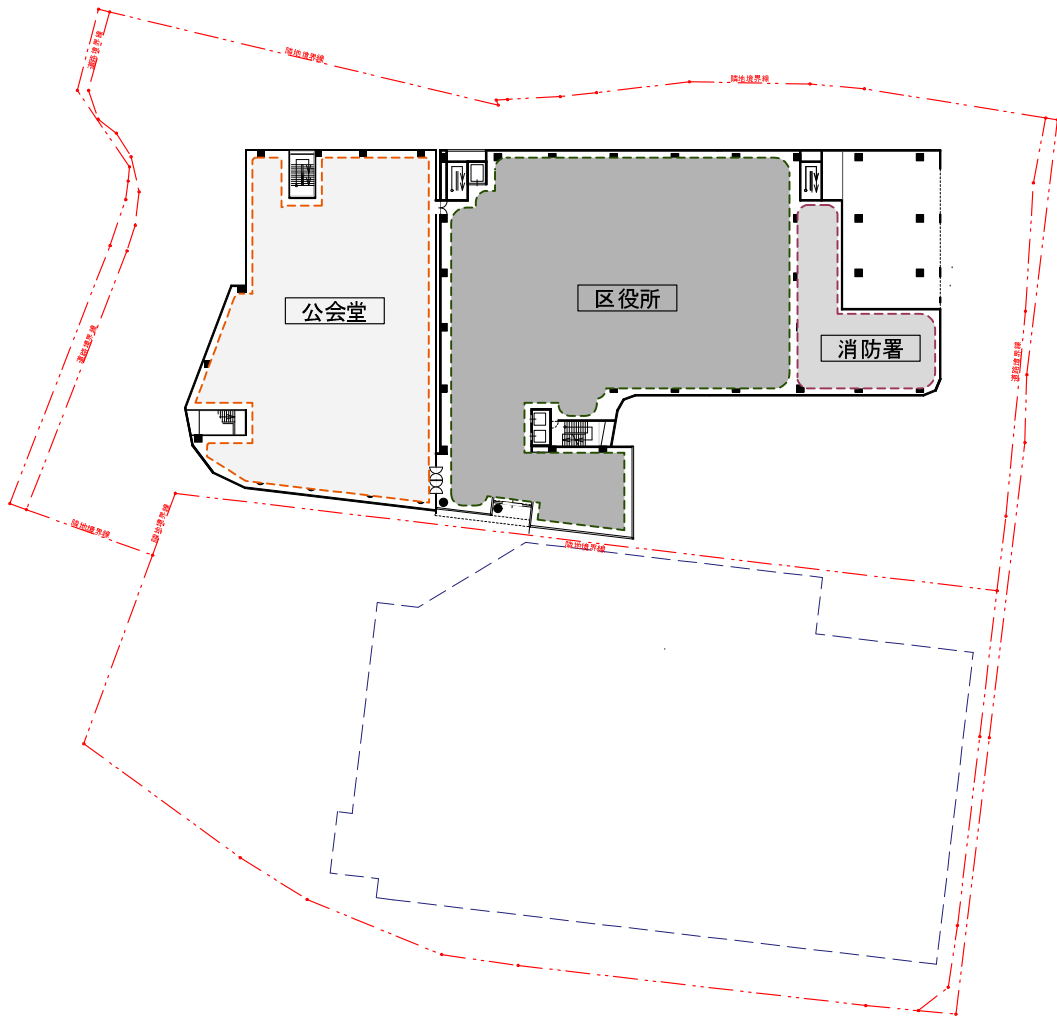
消防車庫

配置図 兼 1階平面図 1/1000

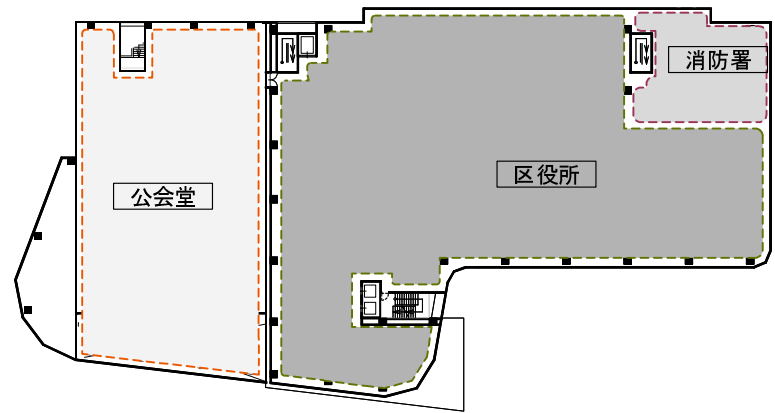
瀬谷区総合庁舎平面図



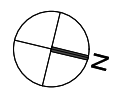
16-2

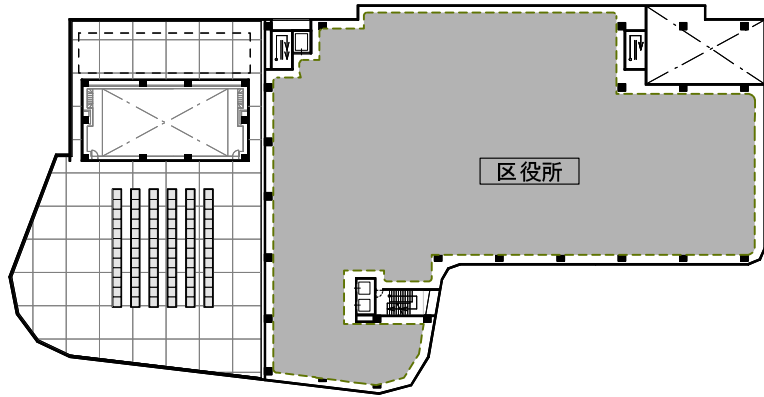


2階平面図 1/1000

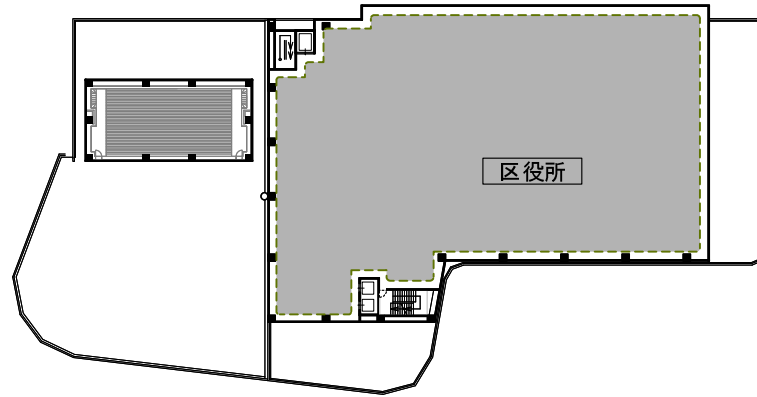


3階平面図 1/1000

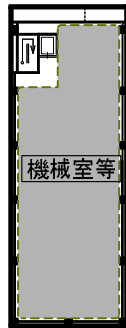




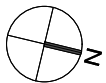
4階平面図 1/1000



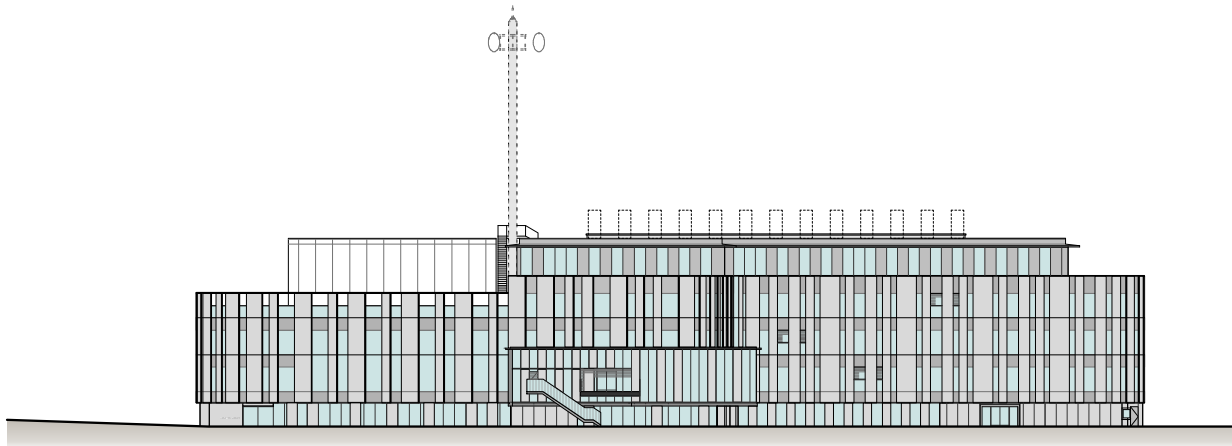
5階平面図 1/1000



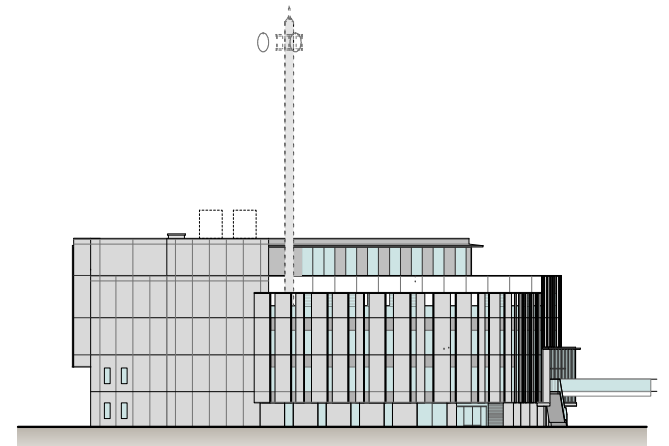
地下1階平面図 1/1000



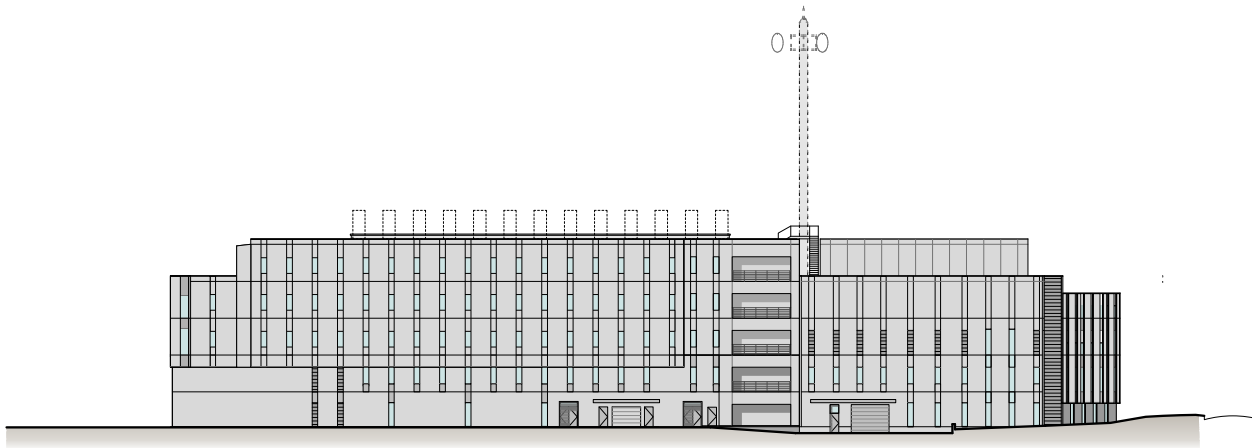
瀬谷区総合庁舎平面図



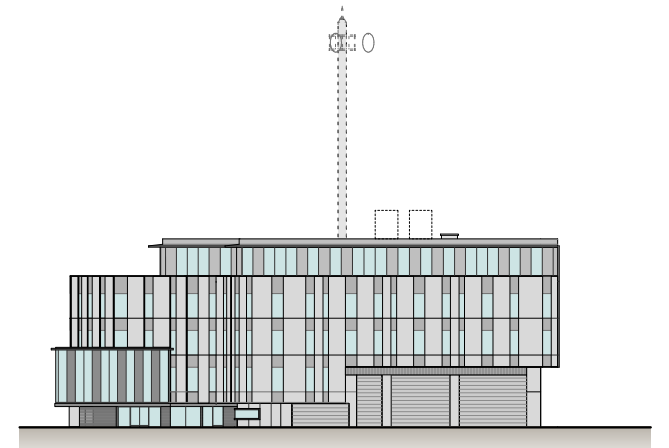
東側立面図 1/800



南側立面図 1/800

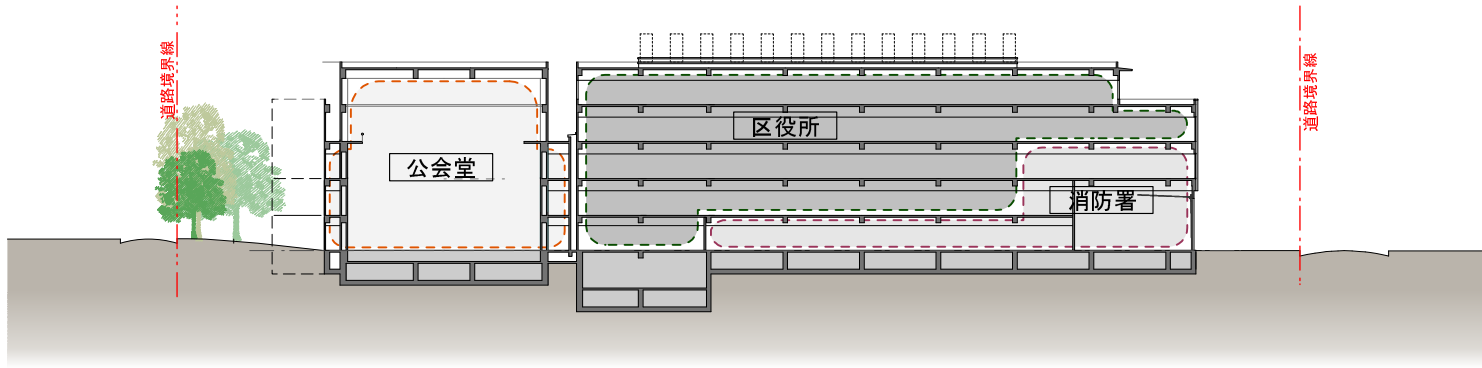


西側立面図 1/800

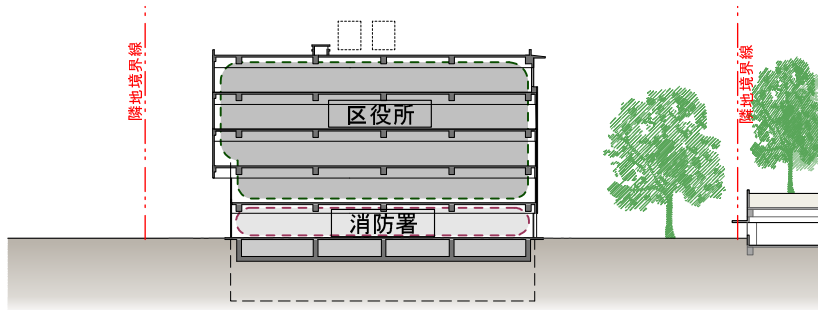


北側立面図 1/800

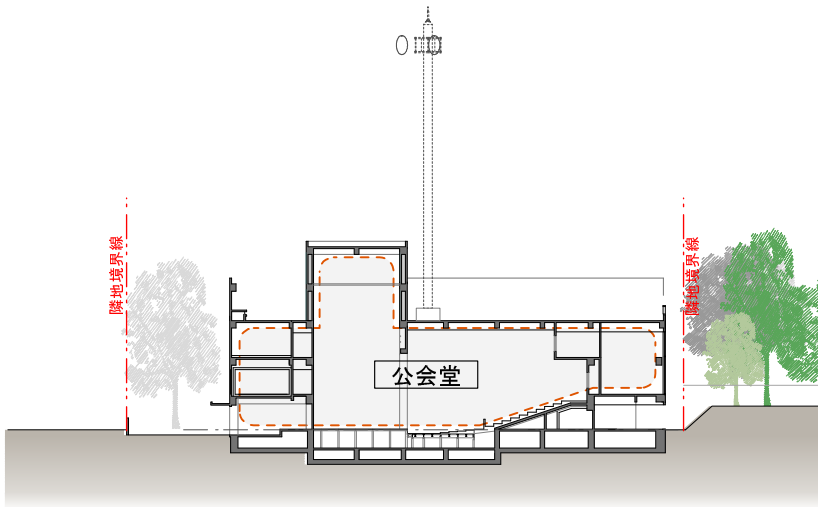
瀬谷区総合庁舎立面図



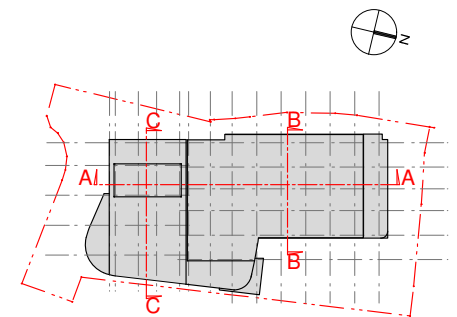
A 断面图 1/800



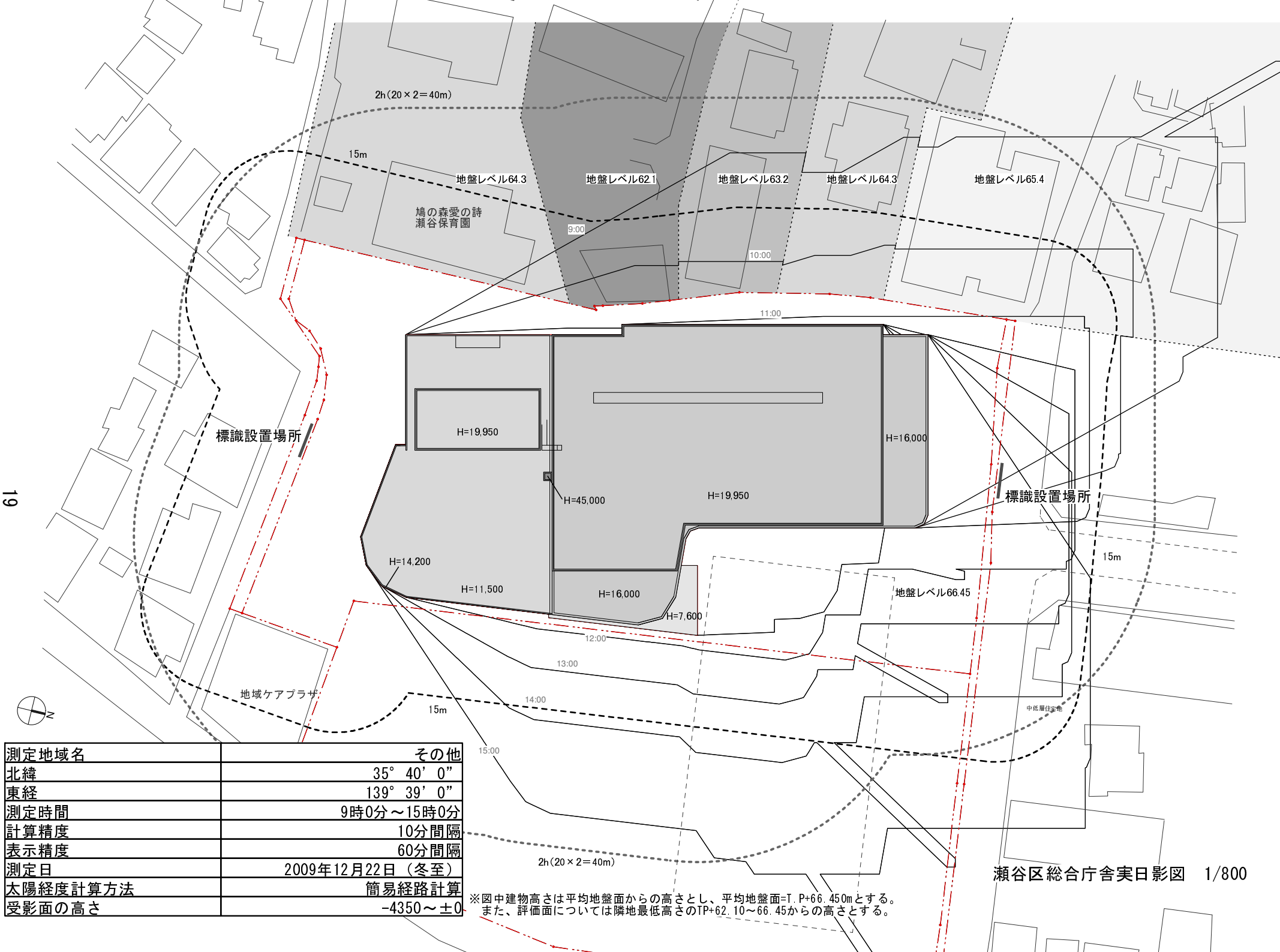
B 断面图 1/800



C 断面图 1/800

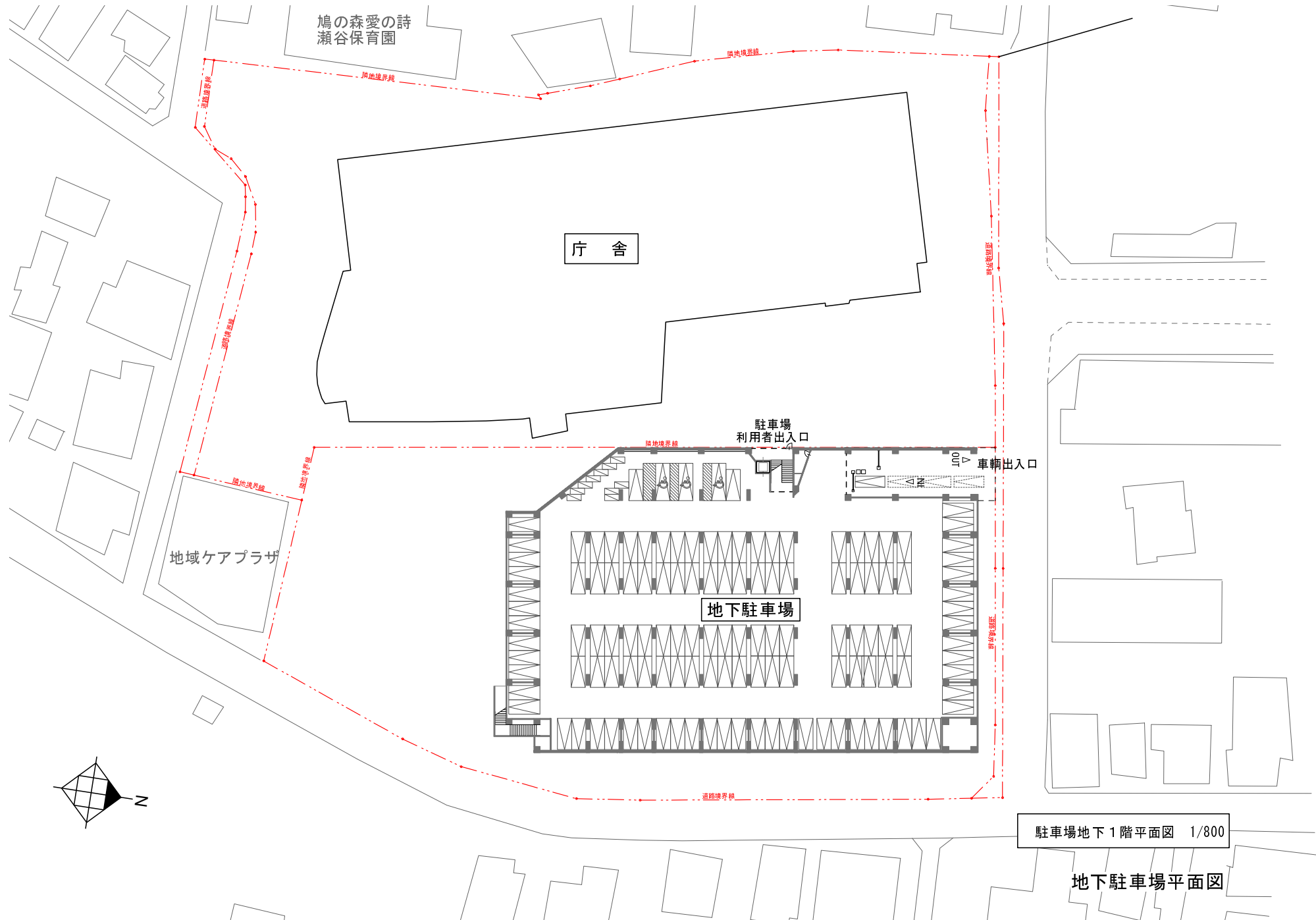


瀬谷区総合庁舎断面図



測定地域名	その他
北緯	35° 40' 0"
東経	139° 39' 0"
測定時間	9時0分～15時0分
計算精度	10分間隔
表示精度	60分間隔
測定日	2009年12月22日(冬至)
太陽経度計算方法	簡易経路計算
受影面の高さ	-4350～±0

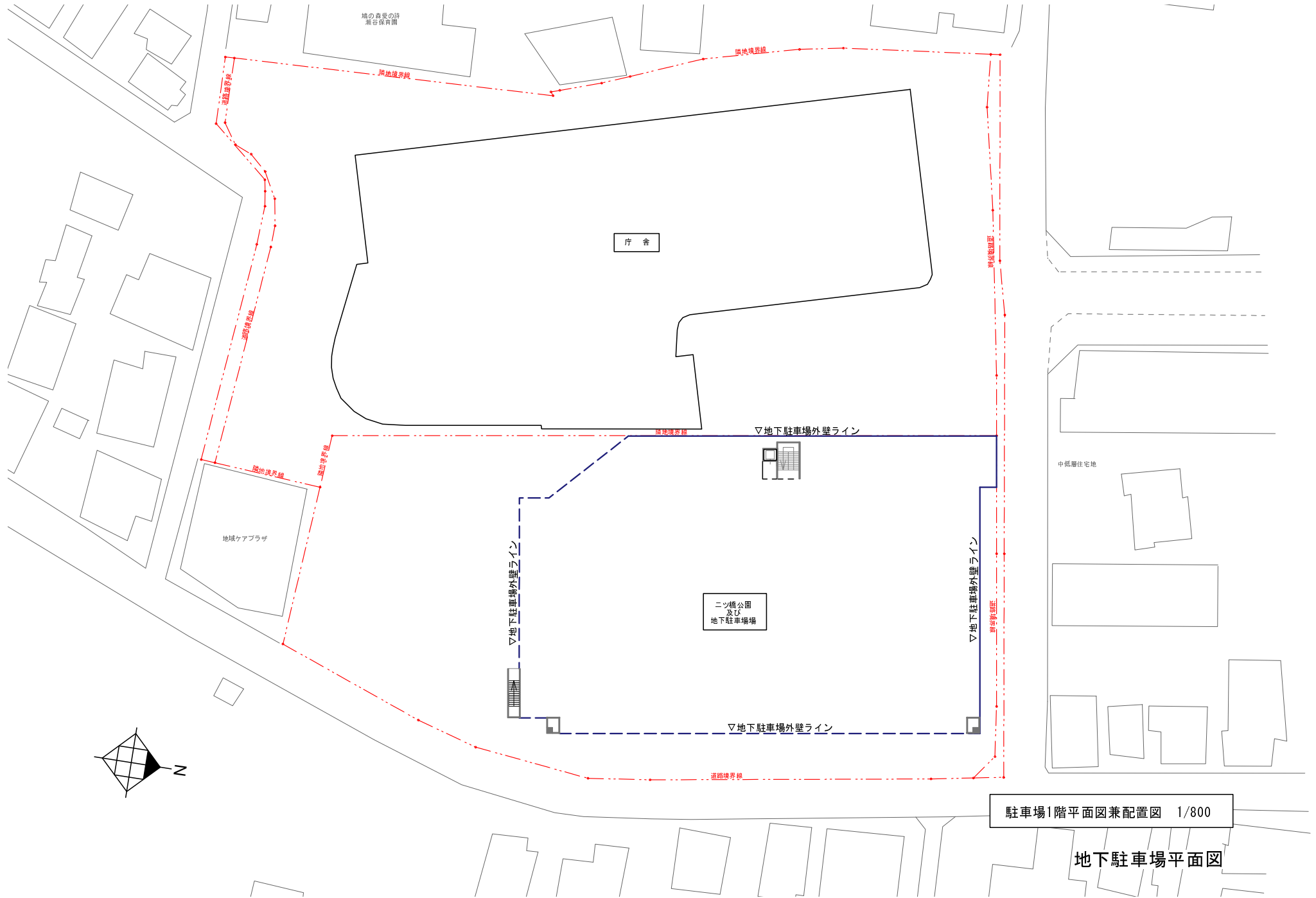
※図中建物高さは平均地盤面からの高さとし、平均地盤面=T.P+66.450mとする。  
 また、評価面については隣地最低高さのTP+62.10～66.45からの高さとする。



駐車場地下1階平面図 1/800

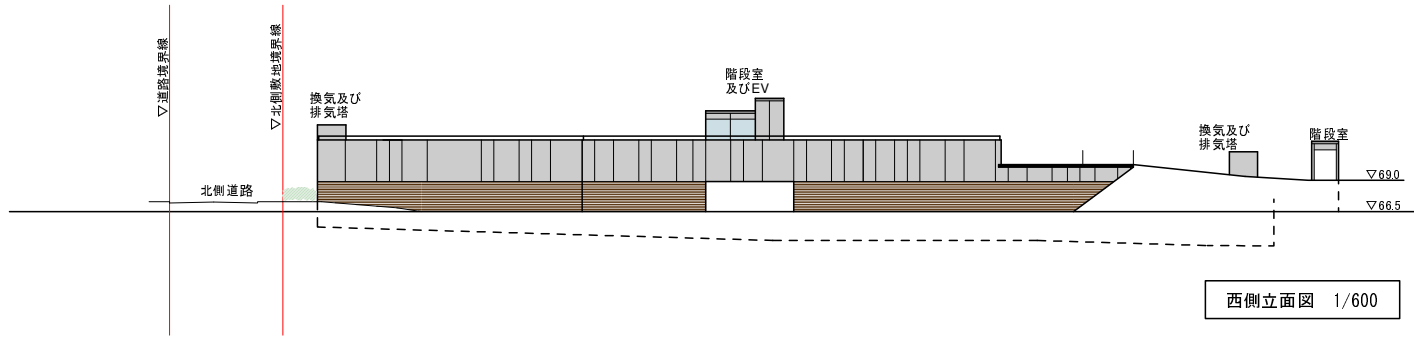
地下駐車場平面図



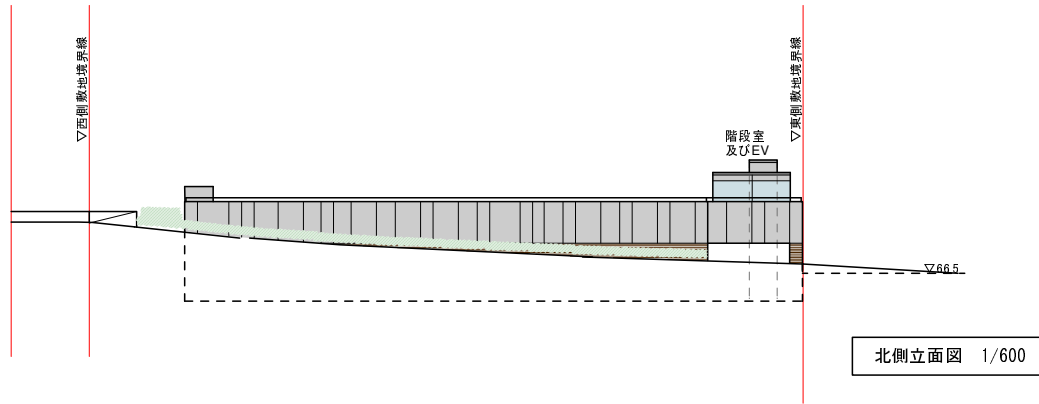


駐車場1階平面図兼配置図 1/800

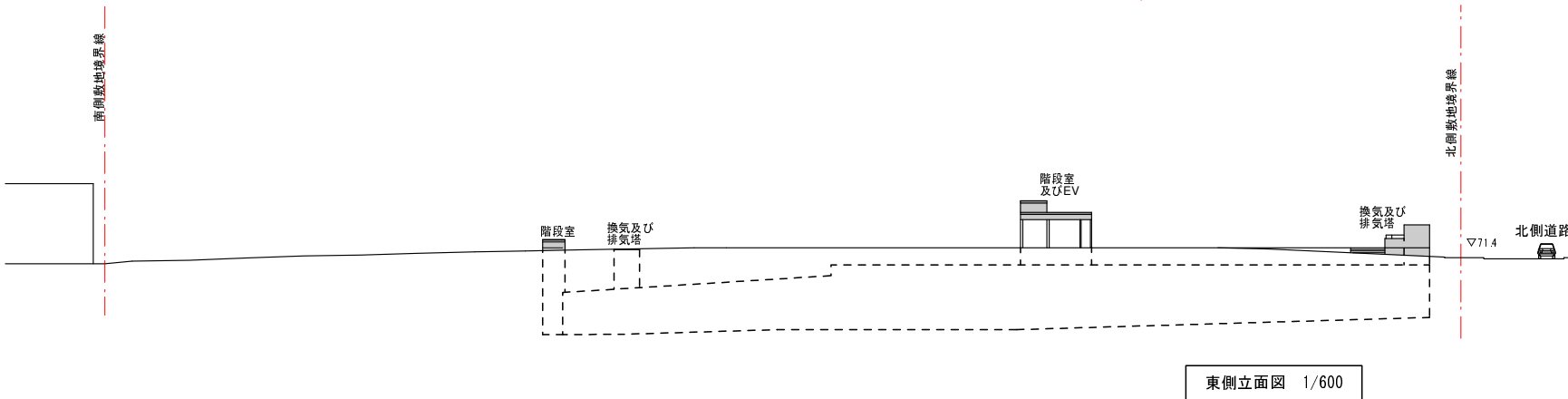
地下駐車場平面図



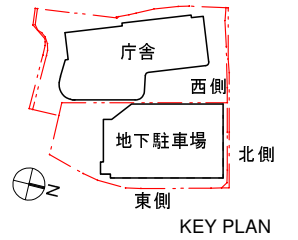
西側立面図 1/600



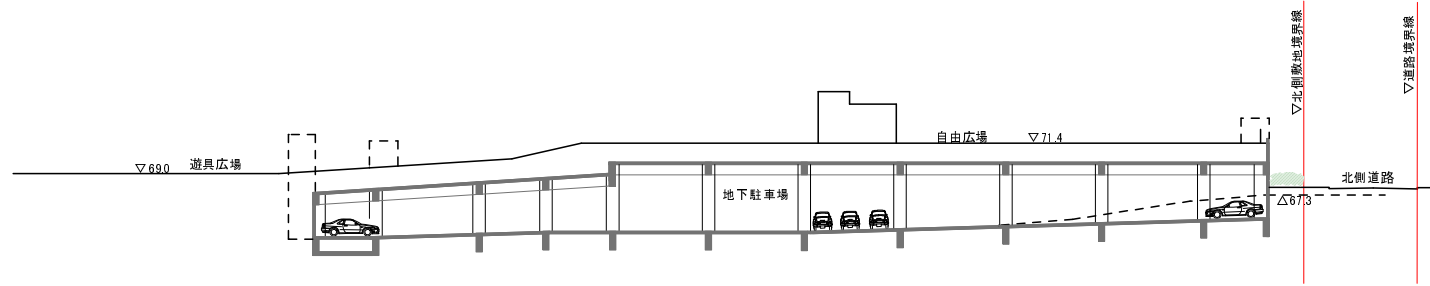
北側立面図 1/600



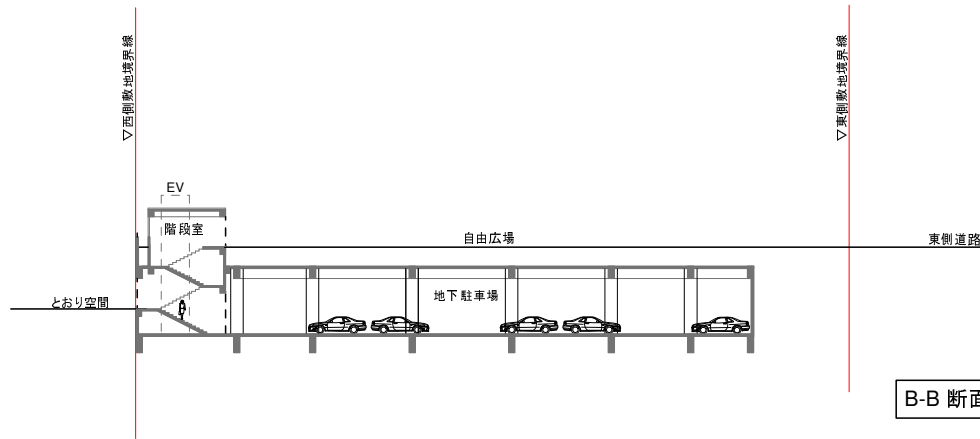
東側立面図 1/600



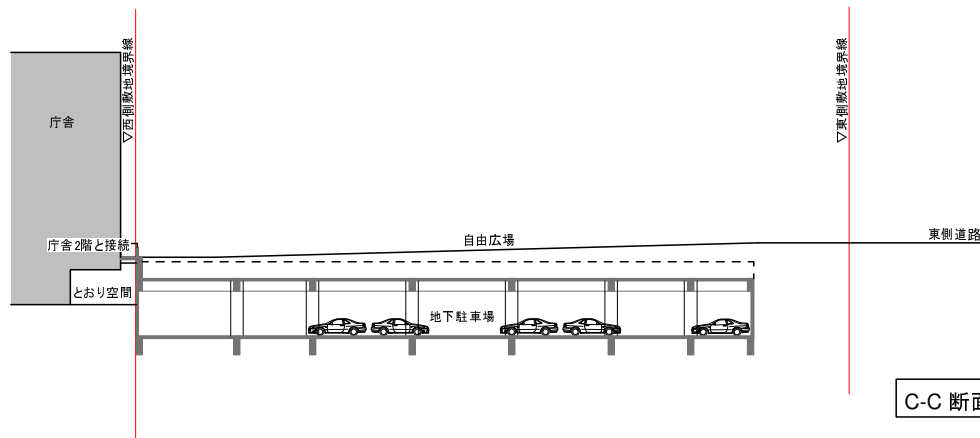
地下駐車場立面図



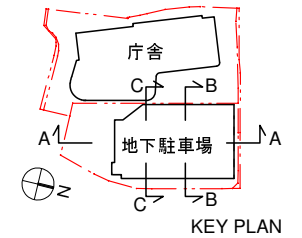
A-A 断面図 1/600



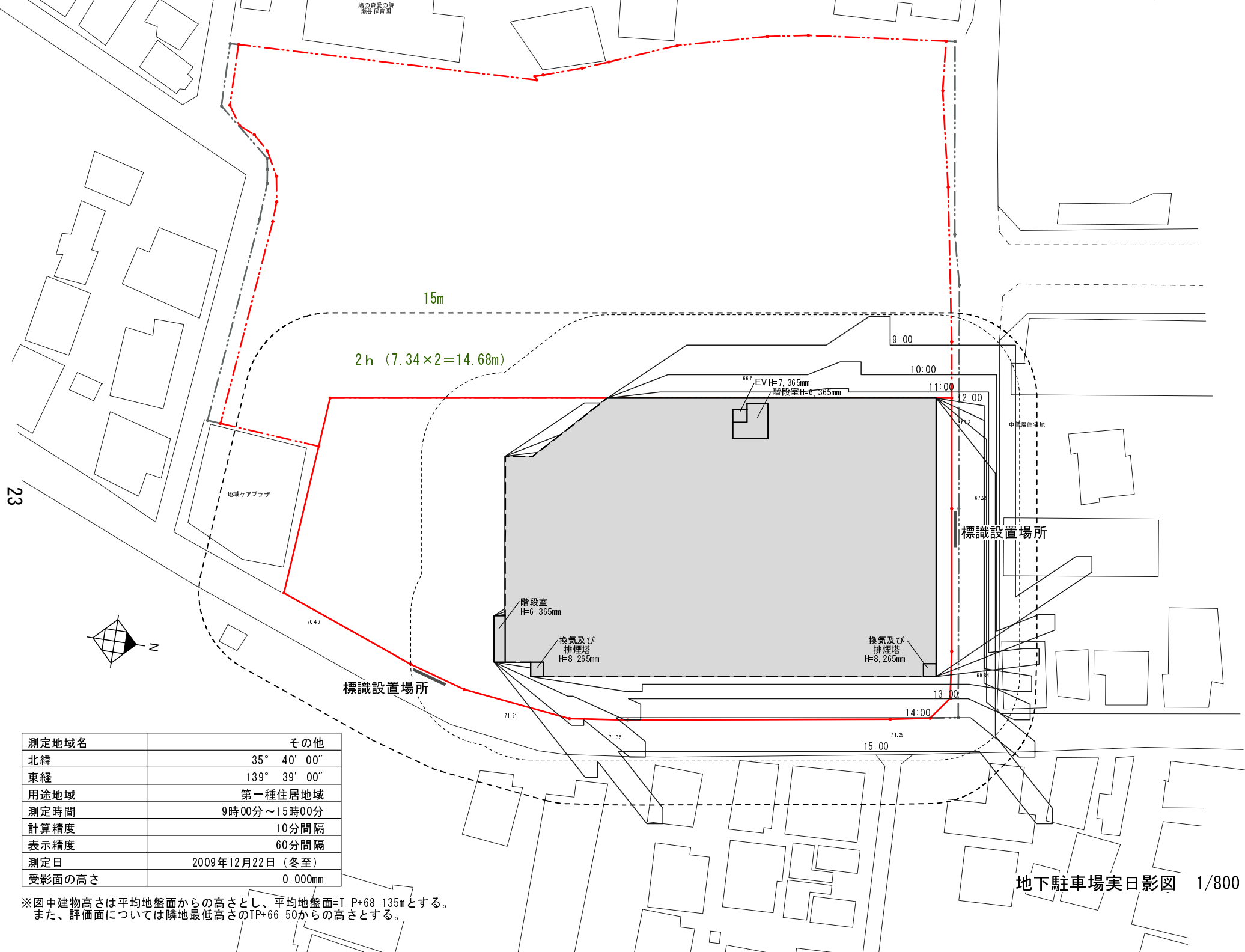
B-B 断面図 1/600



C-C 断面図 1/600



地下駐車場断面図



測定地域名	その他
北緯	35° 40' 00"
東経	139° 39' 00"
用途地域	第一種住居地域
測定時間	9時00分～15時00分
計算精度	10分間隔
表示精度	60分間隔
測定日	2009年12月22日 (冬至)
受影面の高さ	0.000mm

※ 図中建物高さは平均地盤面からの高さとし、平均地盤面=T.P+68.135mとする。  
 また、評価面については隣地最低高さのTP+66.50からの高さとする。

## 本建築計画に対する意見書

この度、配布・説明いたしました内容についての意見がございましたら、この用紙に記入いただき、2009年1月30日までに下記の提出先まで提出くださいますようお願いいたします。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

氏名	
住所	
意見	

### <意見書の提出先及び提出方法>

意見書の提出につきましては、手渡し・FAXまたは郵送にてお願いします。

意見書の提出先：グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社  
〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町134  
横浜ビジネスパークイーストタワー6階  
大和リース株式会社内（担当 小林）  
電話 045-338-1713 FAX 045-338-1719